

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録（障がい福祉課）

日時：平成30年8月29日（水）午後2時20分～3時20分

於：四條畷市市民総合センター3階 第4会議室

<出席委員>小寺委員長・北川副委員長・高尾委員・山上委員・志村委員・
淺井委員・塩野委員・篠田委員・福田委員・猿屋委員・橋垣委員・
中村委員・中西委員・福井委員・平山委員・森田委員・守屋委員・
穂園委員

1 開会

2 健康福祉部長挨拶

3 なわて障がい者プラン・障がい福祉計画

障がい者基本計画（第3期なわて障がい者プラン）及び障がい福祉計画（第5期四條畷市障がい福祉計画・第1期四條畷市障がい児福祉計画）の進捗状況に関する資料をもとに説明を行う。

事務局より、福祉計画検討委員会資料をもとに説明を行う。

施策目標 1

- 1 差別の解消及び権利擁護等の推進
 - (1) 障がいに関する知識の普及・啓発
 - (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進
 - (3) 権利擁護等の推進

■課題

- ①障がい者手帳の有無にかかわらず相談できる場所の確保
- ②手続きの簡素化（代筆や代読、相談者のニーズに答える対応）

■実績

- ①障がい者虐待防止センターでの24時間365日相談受付け・虐待対応 障がい

- 者虐待防止ネットワーク会議の開催
②障がい者虐待防止研修の開催
③成年後見制度の利用促進のための研修の開催
④障がい者への理解を深めるための研修の開催
⑤障害者差別解消法への取組み（職員対応要領の策定・相談窓口等の啓発・障がい者差別解消支援地域協議会の設置、開催）

■今後の方向性

- ①障がい者虐待防止センターの機能強化（モニタリング等の強化）
②障害者差別解消法への対応
(障がい者差別解消支援地域協議会での差別事案の検討や合理的配慮の検討)
③各相談機関の連携強化
④ホームページ等による啓発

施策目標2 一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備

- (1) 保育・幼児教育の充実
(2) 学校教育の充実
(3) 教育相談体制の充実
(4) 児童・生徒の日中活動支援・居場所づくり
(5) 教職員の資質の向上
(6) 障がい児施策等の充実

■課題

- ①相談支援の充実
②児童の短期入所施設の整備
③通学支援制度の充実
④発達相談の充実
⑤巡回相談の実施
⑥療育の充実
⑦リハビリテーションの充実
⑧学習の支援
⑨保護者支援の実施
⑩障がい児支援の質の向上
⑪福祉・教育間の連携の強化

■実績

- ①児童発達支援センターの整備 (H28.4.1)
- ②児童発達支援センターでの、保育所等訪問支援事業、障がい児計画相談、巡回相談の実施
- ③児童発達支援センターでの就学後の相談の実施
- ④放課後等デイサービス事業所の整備 (H27.3末5か所 H28.3末11か所 H29.3末11か所 H30.3末11か所)
- ⑤児童発達支援センターでの研修会の開催
- ⑥通学支援制度の拡充 H28.4から保護者の就労・介護等のやむをえない理由を追加
- ⑦放課後等デイサービス事業所連絡会の開催

■今後の方向性

- ①児童発達支援センター事業の推進
- ②相談支援の充実
- ③保育所等訪問支援事業の推進
- ④リハビリテーションの推進
- ⑤保護者支援の充実 (ペアレントトレーニング等の実施)
- ⑥関係各課との連携の強化 (つながりシート・サポートシートの活用)
- ⑦情報提供、啓発の強化
- ⑧医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

施策目標3 いきいきと活躍できる社会参加の促進

- (1) 就労に必要な技能の習得・向上支援
- (2) 就労支援
- (3) 就労の場の拡充
- (4) 多様なニーズに対応した日中活動
- (5) 生涯を通じた学習・レクリエーション活動の支援
- (6) 外出・コミュニケーションの支援

■課題

- ①就労移行等への支援
- ②工賃向上
- ③障がい者インターンシップ事業の拡大
- ④障がい者（児）の集える機会・場所の確保

■実績

①ふれあいキャンペーンの実施（イオンでのチラシ配布と授産製品の販売）

②共同受注、障がい者優先調達等についてチラシ作成

③障がい者優先調達指針の策定と結果の公表

調達実績 H25 75,000円 H26 380,275円 H27 2,171,313円

H28 2,929,015円 H29 3,936,560円

④手話奉仕員養成講座を延べ40回、手話講習会（上級編）を10回開講

⑤手話通訳者及び要約筆記通訳者ステップアップ研修を開講

■今後の方向性

①障がい者サロン等の活性化

②コミュニケーション支援の充実（手話言語条例制定・入院時等のコミュニケーション支援等の検討）

③商工会との連携の強化（インターンシップの実施・授産製品の販売等）

④障がい者優先調達指針の推進（事業の洗い出し・優先調達）

⑤工賃向上の取組み

（障がい者就労支援事業所等で作成した製品の販売の機会等の確保・共同受注等）

⑥障がい者インターンシップ事業の見直し（全庁展開等）

⑦地域活動支援センターの整備

施策目標4 生活の質（QOL）を高める生活支援の推進

（1）障がい福祉サービス等の充実

（2）相談・情報提供体制の充実

（3）人材の育成・研修

（4）障がいのある人の自立を支援する計画的なケアマネジメントの推進

（5）健康の保持・増進

■課題

①親亡き後の不安

②自立を支援する体験の充実

③短期入所の充実

④グループホームの整備

⑤タイムリーな相談機会の確保

⑥適切な情報提供（必要な時に情報を得られるようにする）

■実績

- ①宿泊体験室利用生活訓練事業の実施
- ②地域生活支援拠点等の検討

<整備の方向性>

- ・既存施設や事業所の活用による面的整備を中心とした整備を行う。

<必要な機能>

- ・居住支援機能（グループホームの整備、空き情報等の集約）
- ・相談支援機能（24時間相談機能）
- ・体験の機会・場の確保（入院・入所の地域移行、一人暮らし等の宿泊体験室の確保、地域活動センター等障がい者が気軽に集える場所の確保、情報の提供、コーディネーター機能）
- ・緊急時の受け入れ対応（ショートステイ等の確保、情報の集約）
- ・専門性の確保（コーディネーターの配置、医療的ケアの確保）
- ・地域の体制づくり（グループホーム、児童の短期入所、地域活動支援センター、入浴支援ができる事業所の確保）

- ③短期入所施設増加への働きかけ

「やどかりのんちゃん」での障がい者のショートステイの実施

- ④グループホーム増加への働きかけ (H29.11月ふわり H29.12月シャンティ)
- ⑤計画相談の推進（特定相談支援事業所の増設・セルフプランの導入）
- ⑥障がい者基幹相談支援センターの設置による障がい者相談の強化
- ⑦特定相談支援事業所の増設

H27.3末 特定相談支援事業所4か所 H30.3末 特定相談支援事業所10
か所

- ⑧計画相談の推進

	障がい者総合支援法分				児童福祉法分			
	障がい 福祉サー ビス受給 者数	計画作 成済み 人数	セルフ プラン	達成率 %	障がい 児童所 支援受 給者数	計画作 成済み 人数	セルフ プラン	達成率 %
H26.12	429	98	0	22.8	89	7	0	7.9
H27.12	457	326	153	71.3	147	113	55	76.9
H28.12	481	481	224	100.0	201	201	91	100.0
H29.3	440	440	218	100.0	189	189	79	100.0
H30.3	520	520	294	100.0	235	235	120	100.0

- ⑨基幹相談支援センターでのピアカウンセラー事業の啓発・障がい者サロンの実施
- ⑩障がい福祉サービスの案内の作成と配布

■今後の方向性

- ①地域生活支援拠点等の整備
- ②高齢障がい者への対応
(高齢福祉課との連携・聴覚障がい者の高齢化・介護保険との調整・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用)
- ③計画相談支援の推進(事業所の増加・人員の確保・質の担保)
- ④障がい者相談員の活用
- ⑤ピアカウンセラー事業の啓発強化、障がい者サロンの充実
- ⑥精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

施策目標5 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 緊急時の安心・安全の確保
- (3) 地域での助け合い・支え合いの推進

■課題

- ①避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書周知の働きかけ
- ②障がい者理解の働きかけ

■実績

- ①避難行動要支援者名簿の整備
名簿の整備と関係機関への名簿の情報提供についての同意
- ②防災訓練時に聴覚障がい者の参加勧奨、福祉班の対応について検証
- ③福祉避難所の整備(すべて☆なわて)

■今後の方向性

- ①聴覚障がい者への災害時の情報提供方法等の検討
- ②防災関係者への障がい者理解促進や手話研修

委員からの質疑

委員 学校で不登校になった児童について、スクールカウンセラーがいる教育施設があるが、場所が限定されており、住居によっては距離的に通うのが無理であったり、通学できない学校の近くであったりと不都合な点が多く、市長へ居場所作りに関して要望したことがあったが施設がなく困難であると言われた。その様な施設を作れないのであれば、空き家等を活用してはどうか、と提案したが法整備上の問題や市の財政上の問題で無理との回答だった。不登校から引きこもりになる可能性が高いことから、その様な児童に対する居場所作りが必要と思うがどう考えているか？

また、平成30年4月に障がい者総合支援法改正があり、放課後等デイサービスについては、経営面で苦しい単価改正となっており、また、支援面についても地域の学校とのつながりが薄く円滑な支援ができにくくなっているところがある。放課後等デイサービスでは不登校児にかかることが多く、その様な児童をどこで受け入れるか、どの様に救えるのか悩ましい。

事務局 自立支援協議会子育て関係機関連絡会や放課後等デイサービス事業所連絡会でも不登校児に関する課題は挙がっており、一つひとつの個別ケースについて、事例を検討している。すぐに解決には至らないことがほとんどであるが、関係機関でできることを出し合い、各々ができる支援でかかわるようにしている。

また、国より教育と福祉の一層の連携等の推進について通知があり、教育委員会と障がい児通所支援事業所、障がい福祉課で、活動内容や課題等が共有できるよう、また情報連携がスムーズに行えるよう努めているところである。

委員 特定相談支援事業所とはどこか？

事務局 相談支援事業所さつき、障害者相談支援センターしのぶが丘、障がい者相談支援センター和幸、障がい者相談支援のぞみ、四條畷市立児童発達支援センター、フロンティア、ケアプランセンターるうてる、相談支援事業所ちよの里、障がい者相談支援はろ、四條畷市社会福祉協議会 の10箇所。

委員 資料についてはページ数を記載ください。

事務局 了承しました。

委員 児童への支援について、共助という思いをもって支援することが大切である。ボランティアをされている人の苦労を聞いている。3箇所の小学校で、放課後の時間を利用して絵画教室を行っており、約20人くらいの児童をみている。3-4人のボランティアの人に手伝ってもらっている。児童の中には、発達障がいとみられる生徒や多動が激しい生徒があり、支援・指導する上で、その児童の障がい特性等を事前に知りたいということで学校へ問うが、個人情報を理由に教えてもらえなかった。事前に障がい特性等を教えてもらえば、適切な対応もでき、ボランティアの人も混乱しないと思う。情報共有・連携は必要であると考える。

事務局 教育委員会へ確認する。

委員 障がい福祉課職員は何人いるのか？今回の資料に記載されている今後の方針だけを見ても、全てを実施するには現状の職員数では到底無理と思われる。職員数を増やす限界、事業を円滑に実施できない。福祉計画に記載されている事業を見ても、継続・拡充事業のみならず、新規も含まれており、それだけの事業を実施できるとは思えない。

また、障がい者基幹相談支援センターについても、これほど多く事業を行うに当たりスムーズに機能するには限界がある。先ほど、不登校やひきこもりに関する話が出たが、この様な一つの課題をみても解決には時間を要するので、様々な人の意見や知恵をもらって支援に活用すればいいのではないだろうか。

事務局 非常勤職員等を含めて11名の体制である。ご意見を受け止め、現状できることを現状の体制で、障がい者基幹相談支援センターと障がい者相談支援センター等と協力しながら行っていきたい。

委員 計画相談の推進に関する表について、セルフプランのおかげで計画を達成しているという様に感じられる。本来、特定相談支援事業所を増やして、セルフプランの数を解消していくことが求められる

はずなので、その様な文言等を加えて誤解を与えないようにしてはどうか。

委員長 相談の中から様々な課題等が生まれてくると思われ、そういう意味で直接支援に携わる、障がい者基幹相談支援センター・障がい者相談支援センターの充実、特定相談支援事業所の拡充というのは重要な位置づけになる。また、障がい者自立支援協議会の動きに関しても、課題等を解決できる仕組み作りを今年度から実施するということもあり、円滑に協議会が機能する様関係機関との連携が必要となる。また、共生社会に合わせた支援体制作りについても、様々な障がいや高齢・児童等の支援も考えた社会を描きながら計画を進めていく様にしてください。